

わいせつ行為等根絶に向けた岡山県公立学校教職員行動指針

県内でも多くのわいせつ行為や盗撮の事案が発生しています。わいせつ行為等は、児童生徒に取り返しのつかない深い傷を負わせることになります。また、多くの場合、スマートフォンやSNS等の不適切な利用がその発端となっています。

私たちは、児童生徒、保護者、地域から信頼される教職員であり続けるために、以下のことを常に意識し、教育に携わる者であることの自覚をもって行動します。

1 私たちは、互いに相談し支え合える職場を目指し、より良い限り合いの中で、
言うべきことを言い、高め合う教職員であり続けます。同僚に無関心な職場にはしません。

2 私たちは、学校全体で児童生徒を守り、成長を支えています。わいせつ行為、盗撮、児童ポルノの所持等を許しません。

3 私たちは、児童生徒への指導はチームでの対応を基本とし、児童生徒との適正な距離感を保つため、所属校の校内ルールを守ります。

わいせつ行為等根絶に向けて、以下の行為は決して行いません

- ・児童生徒と交際すること。（児童生徒からの信頼や敬慕は「教育者としての教職員」に対するものです。「恋愛感情」ではありません。）
- ・私的な電子メールやSNS（付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む。以下同じ。）を使って児童生徒へ連絡すること。
- ・児童生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを伝え合うこと。
- ・児童生徒からのフォローリクエストや友達リクエスト等を承認すること。
- ・個人のスマートフォンや携帯電話を必要のないときに校内で持ち歩くこと。

この指針は、関係者一丸となって取り組んでいくために、公立学校の教職員とともに作成した原案をもとに、教育関係団体から意見を聞き、策定しました。

【 教育委員会から教職員の皆さんへ 】

大切な児童生徒や同僚の先生方を守るために、「おかしいと思ったこと」「気がかりなことは、私的のことであっても、管理職に相談してください。また、管理職に言いにくいことであれば、次の専用窓口に直接相談してください。(相談者のプライバシーは守られます。)

◇県教育委員会コンプライアンス相談ホットライン 086-226-7915

◇県教育庁 教育政策課 人事班:086-226-7568

教職員課 義務教育人事班:086-226-7581 高校教育人事班:086-226-7582

◇○○市教育委員会 ○○課:○○○-○○○-○○○○

令和2年3月